

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県諏訪市小和田南9番14号  
氏 名 林金属工業株式会社  
代表取締役 林 斗志幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許可の年月日 令和4年3月23日

許可の有効年月日 令和9年3月22日

## 1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	有	—	—	—	—
汚泥	有	—	◎	—	—
廃油（潤滑油に限る。）	有	—	—	—	—
廃酸	有	—	—	—	—
廃アルカリ	有	—	—	—	—
廃プラスチック類	有	—	◎	—	—
紙くず	有	—	—	—	—
木くず	有	—	—	—	—
繊維くず	有	—	—	—	—
ゴムくず	有	—	—	—	—
金属くず	有	—	◎	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	有	—	◎	—	—
がれき類	有	—	—	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

種類	所在地	面積	保管上限	高さ上限
燃え殻	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	195m <sup>2</sup>	5m <sup>3</sup>	—
汚泥			0.4m <sup>3</sup>	—
汚泥、金属くずの混合物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)			4.8m <sup>3</sup>	—
廃油			2.5m <sup>3</sup>	—
廃酸			1.25m <sup>3</sup>	—
廃アルカリ			1.5m <sup>3</sup>	—
廃プラスチック類			7.5m <sup>3</sup>	—
紙くず			0.5t	—
木くず			5m <sup>3</sup>	—
繊維くず			0.75t	—

(第2面に続く。)

ゴムくず	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	195m <sup>2</sup>	0.125t	—
金属くず			2.2m <sup>3</sup>	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず			0.75t	—
がれき類			2.5m <sup>3</sup>	—

種類	所在地	面積	保管上限	高さ上限
廃プラスチック類	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	114.75m <sup>2</sup>	40m <sup>3</sup>	2m

種類	所在地	面積	保管上限	高さ上限
廃プラスチック類、金属くず（廃鉛蓄電池に係るものに限る。）	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	40m <sup>2</sup>	15.12m <sup>3</sup>	—

種類	所在地	面積	保管上限	高さ上限
木くず	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	51m <sup>2</sup>	30m <sup>3</sup>	2m

種類	所在地	面積	保管上限	高さ上限
紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	9m <sup>2</sup>	10.3m <sup>3</sup>	—

種類	所在地	面積	保管上限	高さ上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	長野県岡谷市神明町三丁目19番2号	24m <sup>2</sup>	43.5m <sup>3</sup>	—

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
・ 昭和52年3月14日 新規許可  
・ 令和4年3月23日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無  
市名 該当なし 許可番号 該当なし 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無